

## ○ 加古川市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱

令和2年9月30日  
管理者決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道局が実施する建設工事及び工事を伴う設計委託業務（以下「工事等」という。）に係る制限付一般競争入札（以下「制限付入札」という。）の実施に関し、加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成10年水道事業管理規程第5号）、加古川市上下水道局契約事務取扱要領（平成11年3月31日管理者決定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において制限付入札とは、次条に規定する工事等の発注に当たり、公募による入札参加申込者のうち、加古川市上下水道局建設工事入札参加者の資格格付及び選定に関する要領（平成10年水道局訓令第5号）及び加古川市上下水道局設計委託業務等に係る入札参加者の選定に関する要領（平成17年水道局訓令第19号）の規定に基づき建設工事及び設計委託ごとに定める入札参加資格を有する者の全てを当該入札に参加させる方式の競争入札をいう。

(適用範囲)

第3条 建設工事にかかる制限付入札は、特別な場合を除き、設計金額が130万円を超える全ての建設工事に適用する。

2 工事を伴う設計業務委託にかかる制限付入札は、設計金額が130万円を超える設計委託業務のうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものに適用する。

(参加対象者)

第4条 建設工事にかかる制限付入札の参加対象は、原則として市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）とする。ただし、特殊工事、大規模工事その他の高度な技術水準を要する工事については、市内に支店、営業所等を有し、かつ、加古川市上下水道局入札参加資格者名簿（建設工事）に当該支店、営業所等に契約締結権限を委任する旨の登録を行っている者（以下「準市内業者」という。）についても参加対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加者の確保ができないと見込まれる場合には、市内業者又は準市内業者以外の業者も参加対象とする。

3 工事を伴う設計委託業務にかかる制限付入札の参加対象は、加古川市上下水道局入札参加資格者名簿（測量・設計・コンサルタント）に登録されている者とする。

(入札参加者の公募)

第5条 制限付入札の入札参加者の公募は、対象案件、入札参加資格、開札の場所及び日時、契約条件等（以下「募集情報」という。）を次に掲げる方法で公表することにより行うものとする。

(1) 加古川市がインターネット上に開設した入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）への掲載

(2) 総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）における閲覧

2 公表は、原則として毎月1日及び15日（その日が加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い日で、休日でない日）とする。

(手持工事数による参加申込の制限)

第6条 建設工事にかかる制限付入札については、上下水道局経営管理課（以下「経営管理課」という。）契約及び契約検査課契約による手持工事（随意契約及び契約予定金額1億5千万円以上のものを除く。）が、指名競争入札によるものを含めて5以上ある者は、入札参加申込みができない。

（入札への参加申請）

第7条 制限付入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、競争入札参加資格確認申請書に必要事項を記載のうえ、募集情報に定められた参加申請期限までに管理者に提出しなければならない。

2 前項に定める競争入札参加資格確認申請書には、参加する工事等の募集情報に定められた資格を有する配置予定技術者に関する書類を添付しなければならない。

（資格審査）

第8条 管理者は、前条の参加申請を行った者（以下「参加申請者」という。）について、入札参加資格の有無を入札前に審査のうえ決定する。

2 前項の決定については、参加申請者へ通知するものとする。

（入札への参加申込）

第9条 前条に定める資格審査において、入札参加資格を有する決定を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、別に定める入札書及び積算内訳書（工事を伴う設計委託の場合は業務費内訳書）に必要事項を記載のうえ、募集情報に定められた入札書等提出期限（以下「指定期限」という。）までに管理者に提出しなければならない。

2 前項に定める書類のほか、募集情報に工事等の実績を要する旨を定めた場合であっても、当該実績を証する関係書類を提出しなければならない。

（無効とする参加申込及び入札）

第10条 無効とする参加申込み及び入札は、別に定める。

（制限付入札の中止）

第11条 参加申請者がいないとき、又は第8条に規定する審査の結果、入札参加者がいないときは、当該制限付入札は中止する。

（設計図書等）

第12条 制限付入札に係る設計図書等の入手に係る費用は、入札参加の有無、競争入札参加資格確認申請書の審査又は入札の結果にかかわらず、入札参加希望者の負担とする。

2 設計図書等に関する質問に対しては、その回答を入札情報サービス及び契約検査課において公表する。

（開札）

第13条 指定期限までに第9条に規定する方法により提出された入札書は、入札参加者又は入札事務に関係のない職員を立ち会わせて、募集情報に定めた入札（開札）日に開札する。

（くじによる落札者の決定）

第14条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（入札結果の公表）

第15条 管理者は、開札後、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により、工事等ごとの入札参加者の入札金額、落札者及び落札金額等を公表するものとする。

(1) 開札日 入札会場又は契約検査課における掲示

(2) 開札日の翌日以降 入札情報サービス及び経営管理課における閲覧

（落札者への通知）

第16条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に通知するとともに、契約手

続について説明を行うものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(加古川市上下水道局郵便応募型条件付き一般競争入札実施要綱及び加古川市上下水道局設計委託に係る郵便応募型条件付き一般競争入札実施要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 加古川市上下水道局郵便応募型条件付き一般競争入札実施要綱 (平成15年10月31日管理者決定)

(2) 加古川市上下水道局設計委託に係る郵便応募型条件付き一般競争入札実施要綱 (平成20年11月1日管理者決定)

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する工事等から適用し、同日前に公告する工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。